

県北広域振興局長告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和6年3月29日

県北広域振興局長 坊 良 英 樹

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 二戸一戸線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市石切所字杉ノ沢12番2地先から35番1地先まで	新	m 23.6～19.8	m 21.2
	旧	23.6～21.4	21.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- (2) 期間 令和6年3月29日から同年4月30日まで